

多賀町ホームページリニューアル業務委託 実施要領

多賀町ホームページリニューアル業務委託者選定に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の目的

多賀町ホームページは、平成27年度にリニューアルを行ったが、町政情報の増加による階層構造の複雑化や経年に伴う前時代的なデザイン構成、スマートフォンのほか普及する様々な端末による情報取得方法の多様化などへの対応、アクセシビリティへの対応等求められるニーズに対応しきれない部分が発生している。

公募型プロポーザルは、多賀町ホームページが全ての利用者にとって必要な情報を探しやすく、町の魅力が伝わるデザインに刷新するとともに全職員が情報発信を容易に行える環境を再構築し、JIS 改正に向けた取り組みにも対応できるようにすることを目的とする。ついては、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず企画提案書やプレゼンテーション内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の受託候補者として選定する。

2. 業務の概要

- (1) 委託業務名：多賀町ホームページリニューアル業務委託
- (2) 委託内容：別紙「多賀町ホームページリニューアル業務委託仕様書」のとおり

3. 委託業者選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式

4. 事務局

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、必要な事務は以下において所掌する。

〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324

多賀町役場 企画課

担当者名：谷本

電話：0749-48-8122

FAX：0749-48-0157

メール：kikaku@town.taga.lg.jp

5. 提案上限額

構築費用：5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までの運用保守費用は含まない。

運用保守費用：1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

※この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意し、見積金額は見積限度額を超えてはならない。

※見積書は総額および内訳を記載するものとする。

6. 履行期間

(1) リニューアル業務

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(2) 運用・保守業務

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※運用保守契約は保守開始時に別途行うものとする。また期間は延長する場合がある。(長期契約)

※運用保守にかかる経費も本プロポーザルの審査対象とするため別途見積を提示すること。

7. 参加資格

(1) 企画提案書の提出日時点において、次の要件を全て満たす者

i) 多賀町競争入札参加資格者名簿に登載されている者

ii) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

iii) 多賀町の指名停止を受けている期間中の者でないこと

iv) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者

vi) 多賀町建設工事等入札参加停止基準(令和4年公告第114号)および多賀町物品関係入札参加停止基準(令和4年公告第115号)による入札参加停止を受けていないこと。

(公募型プロポーザル方式…公示日現在から受託候補者特定の日まで)

ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

vii) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

viii) 過去3年度以内(平成24年4月1日以降)に、人口5万人以下の地方公共団体において指名通知前日までに完了・引渡しをしたクラウド式のCMSでの「ホームページ作成業務」の実績を有している者

ix) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 別紙「データセンター要件一覧」の項目を全て満たす者

8. スケジュール

No.	内容	期限等
1	実施要領等の公表	令和7年5月12日(月)
2	質問書の受付締切	令和7年5月26日(月)
3	質問に対する最終回答	令和7年5月30日(金)
4	参加表明書締切	令和7年6月6日(金)
5	企画提案書等提出締切	令和7年6月13日(金)
6	参加資格審査結果の通知	令和7年6月20日(金)
7	企画提案審査	令和7年7月2日(水) (予定)
8	最終審査結果の通知	令和7年7月下旬 (予定)

9. 質問書の提出および回答

(1) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、項4記載の宛先へ電子メールにて提出すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

※ 電子メールの件名を「多賀町ホームページリニューアル業務委託質問」とすること。

(2) 受付期限 令和7年5月26日(月)16時00分まで(必着)

(3) 回答方法 令和7年5月30日(金)までに質問者を伏せた形でプロポーザル参加者全員に電子メールで回答する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による契約候補者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

10. 参加表明

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び多賀町財務規則(昭和39年規則第4号)等の各規定を理解した上で、次の書類を項4記載の窓口まで提出すること。

ア 参加意思表明書(様式2) 1部

イ 会社概要書(様式3) 1部

(2) 提出期間及び時間

令和7年6月6日(金)16:00まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。(電子メール、FAXは不可)なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限の16時までには到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

1 1. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び多賀町財務規則（昭和39年規則第4号）等の各規定を理解した上で、次の書類を項4記載の窓口まで提出すること。

ア 提案書提出（様式4）	1部
イ 企画提案書（任意様式）	7部（正1部＋副（正の写し）6部）
ウ CMS機能要件一覧	7部（正1部＋副（正の写し）6部）
エ データセンター要求仕様一覧	7部（正1部＋副（正の写し）6部）
オ 見積書	7部（正1部＋副（正の写し）6部）

（見積書は総額および内訳を記載するものとする。）

(2) 提出期限

令和7年6月13日（金） 16：00まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。（電子メール、FAXは不可）なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限の16時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出物について

i) 企画提案書

企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、要件を満たさない内容またはより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要、実績について、以下の点を踏まえて記述すること。 ①会社概要 ②提案内容と同様または類似の業務実績
2	業務スケジュール	主要な業務スケジュールを記述すること。
3	デザイン・サイト構成	リニューアルホームページの構築に対する提案を記述する。 ①パソコン及びスマートフォンでのデザイン案 ※トップページ、サブサイト、記事ページデザイン等 ②サイト構成・ページ分類・他ページへの誘導機能等
4	アクセシビリティへの対応	アクセシビリティの対応にあたり、本町職員の負荷がなく構築し、保持することができるかについて記述する。
5	提案CMSの機能	以下の内容について記述すること。 ①CMSの製品コンセプトおよびコンテンツの作成・公開方法

		②拡張性・バージョンアップなどへの考え方
6	リニューアル支援	以下の内容について記述すること。 ①データ移行の方法および本町との業務分担 ②職員操作研修
7	システムの性能	以下の内容について記述すること。 ①サービスを提供するデータセンター ②セキュリティの確保
8	運用・保守方法	以下の内容について記述すること。 ①障害発生時の対応方法 ②災害発生時の対応方法 ③運用支援 ④保守内容
9	その他	独自提案があれば記述すること。

仕様書に基づき、審査方法等を踏まえた上で、企画提案者としての方針やアピールポイントを明記すること。

様式は任意のものとし企画提案書の枚数に制限は設けないが、A4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷を原則とし、表紙以外にページ番号を記入すること。

なお、表現等に配慮してA3版（綴じの際はA4版の大きさに折り込むこと）のページを含むことも可とする。

また、提案書のファイリングは、冊子などではなく、ホチキス止め・クリップ止めなどの簡易的なものとする。

プレゼンテーション審査においては、提案事業者を匿名にして審査を行うため、企画提案書等の副6部には事業者の商号又は名称、代表者や担当者の氏名等、事業者が特定される情報を記載しないこと。記載されている場合は、該当部分を黒塗りにするなどの処理を行うこと。

できるだけ平易な表現で（専門用語を使用する際には、注釈をつけるなど）分かりやすく具体的に作成すること。

ii) 見積書

本業務の一式についての見積り（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を、記載し提出すること。見積書は総額および内訳を記載するものとする。

仕様書に定めのない事項は、独自の提案として盛り込んで構わないが、予算の範囲内に収まるものとする。

①令和7年度の必要価格（リニューアルシステム開発業務費用）

②令和8年度から5年間分の運用保守費用（年額と合計額を記載すること）

12. 審査

本プロポーザルの評価項目は別紙に掲げるものとし、審査委員が審査し選定する。

(1) 参加資格審査

審査結果の送付については、11の(1)に掲げる提出書類を提出したすべての者に、電子メールにより通知する。

(2) 企画提案審査

書類審査及びプレゼンテーション審査の評価項目と配点は、別紙「評価基準表」のとおりとする。

別紙「評価基準表」に基づき評価点を算出する。プレゼンテーションおよびデモンストレーション審査においては、パワーポイントの使用を認める。

i) プレゼンテーション審査実施日（予定）

令和7年7月2日（水）

時間等の詳細については、参加表明書および企画提案書提出締切後に文書にて通知する。

ii) 出席者

業務責任者が必ず出席し、プレゼンテーションを行うこと。また、出席者は最大3名までとする。なお、「業務責任者」とは、原則、連絡の窓口や会議・打ち合わせ等の同席者としてすること。

iii) 使用機材

プロジェクター、スクリーンは本町が準備する。

iv) 時間および内容

・プレゼンテーションおよびデモンストレーション 30分間（時間配分は任意とする）

※プレゼンテーションでは、企画提案書の全項目を説明する必要はない。

・質疑応答 10分間

(3) 受託業者の選定

受託業者は、評価点の合計点が最も高い者とする。最終選考結果は、各社宛てに、令和7年7月下旬に文書で通知する。

(4) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

(5) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせへは応じない。

13. 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14. 契約の締結

(1) 契約の方法

受託候補者と契約条件の協議を行い、協議が整えば随意契約を締結します。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

なお、選定した候補者との契約が成立しない場合は、順次下位候補者と交渉を行う。

15. 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、多賀町情報公開条例（平成14年条例第32号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

16. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を多賀町に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式8）により、担当課宛てに提出すること。

(4) プロポーザル参加者が1者のみであっても、プロポーザルを実施する。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(6) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(7) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。